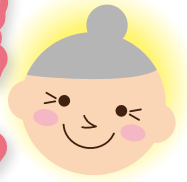


長寿(後期高齢者)医療制度 被保険者(75歳以上)の皆様へ



7月は切り替えの時期ですよ~!!

その1

「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限が切り替わります。

平成25年8月から被保険者証が切り替わります。(有効期限が平成26年7月31日となります)
新しい被保険者証は、7月下旬までに、市役所から郵便又は窓口等で交付します。

被保険者証が届いたら、住所、氏名、一部負担金の割合を確認して、8月からは医療機関の窓口で新しい被保険者証を提示してください。

その2

「限度額適用・標準負担額減額認定証」も切り替わります。

住民税非課税世帯等(低所得・低所得Ⅱ)に該当される方は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。入院時等に医療機関等で受診の際に窓口で提示すれば、月額自己負担額が限度額までの負担となります。ただし、下記に該当する方は、申請がなくても、被保険者証と一緒に郵送します。

- 今までに限額認定証の申請を行ったことがある方で、平成25年度も引き続き住民税非課税世帯に属する方
- ※平成25年度住民税課税世帯に属する方については減額認定証の認定要件に該当しません。
- ※世帯構成員に平成25年度所得未申告の方がいる場合は、今までに減額認定証の申請を行ったことがある方も郵送していません。申告が必要です。申告により住民税非課税世帯に属する方で認定証を希望される方は窓口にて申請して下さい。

申請に必要なもの

- 身分証明書
- 被保険者証
- 限度額適用・標準負担額減額認定証(お持ちの方)
- 印鑑

問合せ：国民健康保険課 給付係 ☎893-4411 内線273



7月から国民健康保険税・後期高齢者 医療保険料の納付が始まります!

平成25年度の国民健康保険税の納付は、翌年2月までの8期払い、後期高齢者医療保険料の納付は、翌年3月までの9期払いです。

納期限までに納付しない場合、延滞金が増加されますので、早めの納付をお願いします。
国民健康保険税、後期高齢者医療保険料に関するご相談、お問い合わせにつきましては、市役所国民健康保険課までお気軽にお越し下さい。

※平成25年度の申告はお済みでしょうか。申告がまだお済みでない世帯については、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減や、入院費・高額療養費の限度額算定などで不利益になる場合があります。

問合せ：国民健康保険課 滞納整理係 ☎893-4411 内線142~145